（仮訳）

放射線モニタリング及び除染の分野における協力に関する福島県と国際原子力機関との間の実施取決めの第３回修正

この放射線モニタリング及び除染の分野における協力に関する実施取決めの第３回修正は、国際原子力機関（住所：オーストリア国、郵便番号１４００、ウィーン市ウィーン国際センター私書箱１００。ＩＡＥＡ憲章によって設立された政府間機関）（以下「ＩＡＥＡ」という。）及び福島県（住所：日本国、郵便番号９６０－８６７０、福島県福島市杉妻町２－１６）との間でなされるものである。

以下、福島県及びＩＡＥＡはそれぞれ個別に「当事者」といい、合わせて「両当事者」という。

放射線モニタリング及び除染の分野における協力に関する実施取決めには、２０１２年１２月６日にＩＡＥＡが、２０１２年１２月１４日に福島県が、それぞれ署名した（以下「実施取決め」という。）。

２０１６年５月２０日に、実施取決めの第１回修正が有効となり、パラグラフ２（「協力の範囲」）が修正された。

２０１７年１２月２５日に、実施取決めの第２回修正が有効となり、パラグラフ２（「協力の範囲」）が修正されるとともに、実施取決めの有効期間が２０２２年１２月３１日まで延長となった。

両当事者は、実施取決めのパラグラフ２（「協力の範囲」）の修正と、実施取決めの有効期間の再度の延長を望んでいる。

したがって、両当事者は、ここに以下のとおり合意する。

１．実施取決めのパラグラフ２（「協力の範囲」）を、これにより次のとおり修正する。

「　両当事者は、両当事者それぞれの権限、内部規則、規則、政策及び手続きに従って、協力を行うことができる分野及び活動として、以下を特定した。

- 福島県の環境回復に関する調査研究
- 除染活動から生じた放射性廃棄物の管理に関する調査研究
- 放射線モニタリングに関する調査研究（無人航空機を用いた環境マッピング技術の活用、森林における放射性物質の長期モニタリングとその対策を含む）

上記の協力は、福島県によって特定・選定されたものであり、日本の既存の活動を補完し、福島県で生活している人々の直接的な利益になる即時の支援を提供するためのものである。活動の時期や形式は、福島県からＩＡＥＡに要請があった都度、両者で協議の上、合意されるものとする。」

２．第１３条（「期間」）は削除し、以下により置き換えるものとする。

「　本実施取決めは、２０２７年１２月３１日まで有効である。本実施取決めの期間完了の６ヶ月前に、両当時者は本実施取決めの延長可能性について検討する。両当事者が本実施取決めの延長に合意した場合、延長の条件は両当事者によって書面で表明される。」

３．実施取決めのうち、この第３回修正のパラグラフ１及び２に示されるものを除くその他全ての規定は、引き続き有効に存続するものとする。

４．この第３回修正は、両当事者による、または両当事者を代理する者による最後の署名の日に効力を発生し、実施取決めの期間中有効に存続するものとする。

福島県のために	**国際原子力機関のために**
（署名）	（署名）
久保　克昌	**リディ　エブラール**
部長	**事務次長**
生活環境部	**原子力安全・核セキュリティ担当**
（氏名及び肩書き）	（氏名及び肩書き）
（日付及び場所）	（日付及び場所）